

見直し案

1. 平成24年度まで

ア 介護サービス指導者等養成研修等事業

① 【ユニットケア指導者養成研修事業】

- ・ ユニットリーダーの指導者（都道府県研修における講師）を対象とした研修を実施し、ユニットの特性を活かした適切なサービス提供の確保を図る。

② 【地域包括ケア推進指導者養成事業】

- ・ 平成22年度から24年度までの3か年で、全ての地域包括支援センターの長などに対して研修を実施し、全国の地域において地域包括ケアの推進を図っていく。

③ 【介護相談員指導者養成研修事業】

- ・ 地域の介護相談員の指導者・介護相談員養成研修講師としても活躍できる介護相談員指導者を養成し、地域の介護相談員の更なる資質向上を図る。

④ 【介護支援専門員研修改善事業】

- ・ 国において平成24年度にガイドラインを策定し、各都道府県において平成25年度から当該ガイドラインを活用した研修を行うこととしている。

イ 認定調査員等研修事業

- ・ 平成23年度予算において、過去の実績を踏まえた予算の削減を行った。

（対前年度▲27百万円、▲22.1%）。

これにより、執行率は対前年度に比べ改善され、事業の効率化が図られている。

（執行率：72%→89%）



見直し案

2. 平成25年度以降における考え方

ア 介護サービス指導者等養成研修等事業

①【ユニットケア指導者養成研修事業】

- ・ 施設のユニット化については、特養の7割をユニット化することを目標としており（H18告示）、また、社会保障・税一体改革大綱の具体的改革内容にも掲げられており、ユニット施設に配置されるユニットリーダーの養成は極めて重要となっている。
- ・ このユニットリーダーの養成を担うユニットケア指導者についても、重要性は増しており、引き続き全国均一のレベルで養成していく必要があるが、近年の受講状況を見ると、年次目標に対する達成度が減少傾向にあるため、平成28年度目標達成（250人養成）へ向け、受講しやすい環境整備として、既存予算の範囲内で研修回数が増などの見直しや、市町村による旅費、宿泊費への支援を可能とする仕組みを検討しつつ、未受講者に対する周知及び参加機会確保等を自治体に依頼する。

②【地域包括ケア推進指導者養成事業】

- ・ 平成24年度で本事業は終了予定。
なお、地域包括ケアシステムの構築を更に進めるため、国として「地域ケア会議」を推進しているところであり、当該「地域ケア会議」を推進するコーディネーターの育成を図る等について検討中である。

③【介護相談員指導者養成研修事業】

- ・ 介護相談員が行う業務については、これまでも一定の評価を受けてきたところであるが、平成24年度制度改正において創設された、定期巡回・随時対応サービスなどの在宅サービスについても、施設サービスと同様に、サービス提供事業者側に介護相談員との連携に関する努力義務が新たに規定されたところであり、地域包括ケアの推進を図っていく上で、介護相談員の役割は今後一層、重要となり、その質の向上が求められている。
- ・ この介護相談員に対する指導・助言及び研修を担う指導者についても、重要性は増しており、引き続き全国均一のレベルで養成していく必要があるが、近年の受講状況を見ると、年次目標に対する達成度が減少傾向にあるため、平成25年度目標達成（2,000人養成）へ向け、受講しやすい環境整備として、既存予算の範囲内で研修回数が増などの見直しや、市町村による旅費、宿泊費への支援を可能とする仕組みを検討しつつ、未受講者に対する周知及び参加機会確保等を自治体に依頼する。
- ・ 併せて、平成24年4月から老人福祉法改正により、成年後見に係る体制整備が市町村に義務付けられたことから、介護相談員を市民後見人としても活用できるように研修カリキュラムを見直し、受講者の拡大を図っていく。

④【介護支援専門員研修改善事業】

- ・ 国において平成24年度にガイドラインを策定し、各都道府県において平成25年度から当該ガイドラインを活用した研修を行うこととしているが、現在、「介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上と今後のあり方に関する検討会」において、介護支援専門員の養成・研修課程や資格の在り方について議論を進めており、当該検討会における議論の結果を踏まえた事業内容の見直しを検討する必要がある。

イ 認定調査員等研修事業

- ・ 自治体に対して、要介護認定が全国一律の基準に基づき客観的かつ公平・公正に実施されることの重要性について引き続き周知徹底するとともに、本事業の着実な実施を依頼する。

ユニットケア指導者養成研修事業について

ユニットケア関係の研修

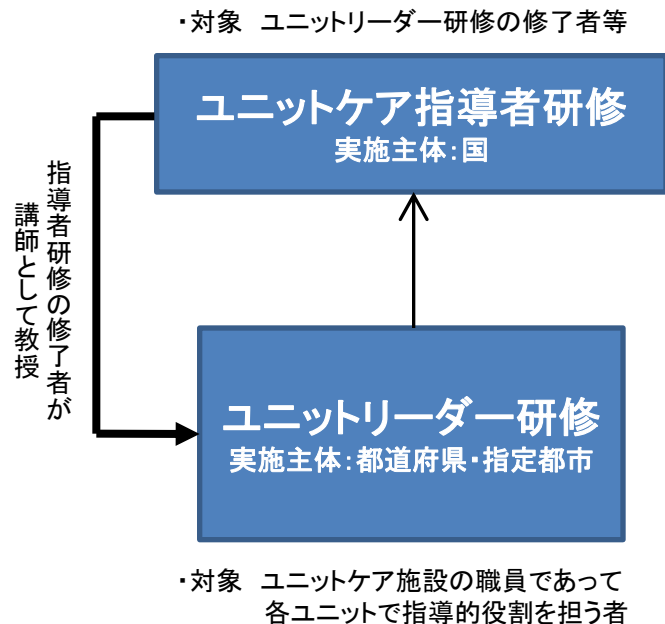
研修の実績は平成23年度実施分

○国が行うユニットケア指導者研修

- ・規模 8日間
- ・内容 講義・演習及び実地
- ・回数 年1回(東京・各地)
- ・受講者 12名
- ・養成実績 119名(H18～H23)

○都道府県等が行うユニットリーダー研修

- ・規模 8日間
- ・内容 講義・演習及び実地
- ・回数 年36回
- ・受講者 3,376名(全国各地)
- ・養成実績 18,835人(H15～H23)



○社会保障・税一体改革で目指す将来像(平成24年4月13日厚生労働省)

	平成24(2012)年度	平成37(2025)年度
介護施設	98万人分	133万人分(1.4倍)
特養	52万人分(うちユニット 13 万人分(26%))	73万人分(1.4倍)(うちユニット 51 万人分(70%))
老健 (+介護療養)	47万人分(うちユニット 2 万人分(4%))	60万人分(1.3倍)(うちユニット 30 万人分(50%))

介護相談員指導者養成研修事業について

介護相談員とは

現在活動中の人数 4,415名

- 介護サービスの提供の場を訪ね、サービスを利用する者等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う者
- 行政の指導監査を補完するオンブズマン的な役割も持つ
- 介護相談員の活動に対する評価 (平成23年度介護相談員活動調査報告書)

市町村からの評価

- ・介護サービスの質の向上 68.0%
- ・サービス利用者の保護、権利擁護 55.6%

パーセントは、調査回答のうち「かなり効果が発揮されている」と「一定の効果は出ている」の割合

サービス提供事業者からの評価

- ・緊張感からよりよいケアができる 71.3%
- ・個別の要望にも丁寧に対応できる 61.1%
- ・改善への取り組み姿勢が強くなった 65.9%
- ・職員がケアに対し自覚を自信を持つ 53.9%

パーセントは、調査回答のうち「大いにそう思う」と「ややそう思う」の割合

- また、平成24年度介護報酬改定に伴う制度改正では、在宅サービスについても、施設サービスと同様に、サービス提供事業者側に介護相談員との連携に関する努力義務が新たに規定された

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(省令))

介護相談員指導者とは

これまでの養成実績 703名

- 相談業務のノウハウや介護保険制度の知識を豊富に持ち、介護相談員に対して指導や助言を行うリーダー的な役割を果たす者
- 都道府県が行う介護相談員研修の講師になり得る者
- 2日間の**介護相談員指導者研修**を修了した者